

昭和三十二年厚生省令第十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療養担当規則を次のように定める。

目次

- 第一章 保険医療機関の療養担当（第一条—第十一条の三）
- 第二章 保険医の診療方針等（第十二条—第二十三条の二）
- 第三章 雜則（第二十四条）

附則

第一章 保険医療機関の療養担当

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

診察

薬剤又は治療材料の支給

处置、手術その他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（療養の給付の担当方針）

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（療養に関する照会）

第二条 保険医療機関が担当する療養の給付は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）の療養上妥当適切なものでなければならない。

（診療に関する照会）

第二条の一 保険医療機関は、その担当した療養の給付に係る患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の三 保険医療機関は、その担当する療養の給付に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手續及び療養の給付に關する費用の請求に係る手續を行わなければならぬ。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の四 保険医療機関は、その担当する療養の給付に關し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の四の一 保険医療機関は、患者に對して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることとその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己的保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に對して、患者を紹介する対価として金品を提供することとその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己的保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

（特定の保険薬局への誘導の禁止）

第二条の五 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療に從事している保険医（以下「保険医」という。）の行う処方箋の交付に關し、患者に對して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 保険医療機関は、保険医の行う処方箋の交付に關し、患者に對して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対價として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（掲示）

第二条の六 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（受給資格の確認等）

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方針によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

1 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）

2 患者の提出する被保険者証

三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の

給付（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」であるのは「事由によつて第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。

3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する規定により届出行つた保険医療機関及び同令附則第三条の五第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つてある保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。

4 保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たつては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（被保険者証の返還）

第四条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

（一部負担金等の受領）

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（食事療養を行つた場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。）の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。
二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求める（厚生労働大臣の定める場合を除く。）
(領収証等の交付)

第五条の一 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。
(食事療養)

第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に對して食事療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。

- 3 保険医療機関は、第五条第一項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関する説明を行い、その同意を得なければならない。
4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
5 保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五条の三の
(生活療養)

- (生活療養)
第五条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して生活療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。
2 保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、生活療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するものとする。
3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
5 保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五条の四 保険医店 (保険外伊用療養費)

第五条の四 保険医療機関は、評価療養、

- 第五条の四** 保険医療機関は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に関する支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に関する説明を行い、その同意を得なければならぬ。

2 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。

3 保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第六条 保險醫療機關

第六条 保険医療機関は、患者から保険給

- 第六条** 保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第八十七条第一項の規定による療養費（柔道整復を除く施術に係るものに限る。）、法第九十九条第一項の規定による傷病手当金、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第一百二条第一項の規定による出産手当金又は法第一百四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

第八条（診療録の記載及び整備）

(詰癆鏡の詰事及び整備)
第八条 保険医療機関は、第二十二条の規

- 第九条** 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。
(帳簿等の保存)

(通知)

(通知)

- 第十条** 保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

 - 一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
 - 二 闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を起したと認められたとき。
 - 三 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。
 - 四 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

第十一條（入院）

第十一條 保険医療機關は、患者の入院こ

- (入院)**
第十一條 保険機関は、患者の入院に関しては、療養上必要な寝具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。
2. 保険医療幾週間は、病院にあつては、医療去り規定にて害づき許可を受け、告げては届出を）、又は承認を受けては、同去り規定にて害づき許可を受け、告げては届出を）。

2 保険医療機関は
は届出をし、又は逐

は届出をし、又は通知をした病床数の範

- (看護)**
第十一条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。
2 保険医療機関は、当該保険医療機関の従業者による看護を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告)

第十一条の三 保険医療機関は、厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に關する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第二章 保険医の診療方針等

(診療の一般の方針)

第十二条 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対し、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

(療養及び指導の基本準則)

第十三条 保険医は、診療に當つては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

(指導)

第十四条 保険医は、診療に當つては常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げができるよう適切な指導をしなければならない。

(転医及び対診)

第十五条 保険医は、患者に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。

第十六条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己的の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(診療に関する照会)

第十七条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己的の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

(診療の二 保険医は、その診療した患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関又は保険医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(使用医薬品及び歯科材料)

第十八条 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等について、厚生労働大臣の定めるもののほか行つてはならない。

(施術の同意)

第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十七項に規定する治験(以下「治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

2 歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第十九条の二 保険医は、診療に當つては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行ふことのないよう努めなければならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

第十九条の三 保険医は、処方箋の交付に關し、患者に對して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対價として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(指定訪問看護事業との関係)

第十九条の四 医師である保険医は、患者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行つる事業所をいう。以下同じ。)に交付しなければならない。

2 医師である保険医は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

(診療の具体的の方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。

(治療の具体的の方針)

第二十一条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。

往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

本 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

二 投薬

本によるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りでない。

投薬は、必要があると認められる場合に行う。

治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。

投薬を行うに当たつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

本栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を上げることができると認められる場合は、これらに關し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。

投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならぬ。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

ト注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋（保険医が診療に基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り、複数回（三回までに限る。）の使用を認めた処方箋をいう。以下同じ。）の一回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

ハ イ及びロによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬量の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋である場合は、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。

四 注射

イ 注射は、次に掲げる場合に行う。

（1） 経口投与によって胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることはできないとき、又は経口投与によつては治療の効果を期待する必要があるとき。

（2） 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。

（3） その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ 内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に行う。

ニ 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。

ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

五 手術及び処置

イ 手術は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 処置は、必要的程度において行う。

六 リハビリテーション

イ リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。

ロ 入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。

ハ 単なる疲労回復、正常分べん又は通院の不便等のための入院の指示は行わない。

（歯科診療の具体的方針）

ハ 保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

ニ 診察は、患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。

（1） 診察

イ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ロ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。

ハ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

二 指薦

1 拙業に必要なものとされる場合に行なうべきものとされ
た事例で、主として陽合によつて、小要は

治療上一齊で足りる場合には、脅を投与する必要があると認められる場合には二脅以上を投与する。

同一の投薬は、みたりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。

本 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を挙げることができると認められる場合は、これらに関し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。

厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三 処方箋の交付 イ 処方箋の使用

口
イの規定にかかるわらず、リフィル処方箋の一回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

ハ、及びヨによるほか、外方箋の交付に關しては、前号による投棄量又は、當該処方箋がリファーム処方箋である場合に於ける同号の規定の適用については、同号へ中、及びヨによるほか、外方箋の交付に關しては、前号による投棄量又は、當該処方箋がリファーム処方箋である場合に於ける同号の規定の適用については、同号へ中、

四
注射
とあるのい
「ローブ」ノダフ等の一回の使用は、これを扱う量及て三回「ローブ」ノダフ等の複数回の使用は、これを合計の扱う量」とし
同様の扱いの決定は、通常しない

イ
注射は、次に掲げる場合に行う。
1) 経口投与によつて腸胃障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によつては治療の効果を期待することができないとき。

特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。

(3) ()
その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。

口　注射を行ふに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げるすることが明らかなる場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限つて行う。

二 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。

手 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

五 手術及び処置
イ 手術は、必要があると認められる場合に行う。

口 处置は、必要の程度において行う。

歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ歯冠修復

(1) 歯冠修復は、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、歯冠修復物の維持管理に努めるものとする。

(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、代用合金を使用するものとする。
ただし、前歯部の金属歯冠修復については金合金又は白金加金を使用するものとする。

口 欠損補綴
1) 有宋義齒

(一) 有床義歯は、必要があると認められる場合に行う。

二) (一) 不良品の必要がある。語りに機械台に付ける。

三) バリは、代用合金を使用する。

2) (

(一) ブリッジは、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、その維持管理に努めるものとする。

(二) ブリッジは、代用合金を使用する。

(3) 口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴

附 則 (昭和五一年八月二日厚生省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)様式第二号の改正規定、附則第二十二条中老人医療費支給規則(昭和四十七年厚生省令第五十三号)様式第二号の改正規定、附則第二十三条中戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月二八日厚生省令第一二号)

この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年二月二一日厚生省令第五号)

この省令は、昭和五十六年三月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二九日厚生省令第三七号)

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年二月一三日厚生省令第二号)

この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月二九日厚生省令第四五号)

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一八日厚生省令第三号)

この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月二一日厚生省令第四号)

この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一九日厚生省令第一〇号)

この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月一九日厚生省令第一〇号)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月一四日厚生省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

1
(施行期日)

附 則 (昭和六〇年一一月一五日厚生省令第四一号)

この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一九日厚生省令第一〇号)

この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月一九日厚生省令第八号)

この省令は、平成二年三月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月七日厚生省令第七号)

この省令は、平成四年三月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一六日厚生省令第一〇号)

この省令は、平成六年三月一日から施行する。

附 則 (平成六年八月五日厚生省令第五〇号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年八月五日厚生省令第五〇号)

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年八月五日厚生省令第五〇号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二八日厚生省令第一九号)

この省令は、平成七年三月二八日から施行する。

附 則 (平成七年三月二八日厚生省令第一九号)

この省令は、平成七年三月二八日から施行する。

- この省令は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成八年三月八日厚生省令第六六号）
- この省令は、平成八年四月一日から施行する。
- この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。
- 2 1
附 則（平成九年八月二十五日厚生省令第六二二号）
- この省令は、平成九年九月一日から施行する。
- この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。
- 2 1
附 則（平成一〇年三月一六日厚生省令第一九号）
- この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 1
附 則（平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、平成十年十月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 保険医療機関及び保険医療養担当規則第一条に規定する保険医療機関は、当分の間、第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則附則第四項の規定により読み替えられた同令第四条の規定による記録をすることを要しない。
- 同令第四条の規定による記録をすることを要しない。
- 附 則**（平成一〇年一〇月一二日厚生省令第八六号）抄
- この省令は、平成十年十一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一二年三月一七日厚生省令第三〇号）
- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年三月三一七日厚生省令第八一号）
- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 4 第一条の規定による改正後の様式による健康保険被保険者証（健康保険継続療養証明書を含む。第七項において同じ。）の返還に際する所定事項の記入又は記録については、第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則**（平成一四年三月八日厚生労働省令第一三三号）
- この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年九月一二日厚生労働省令第一一〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この省令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年五月一五日厚生労働省令第八九号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。
- 附 則**（平成一六年二月二七日厚生労働省令第二二号）
- この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一一号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
- 第一条** この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

附 則 (平成一七年八月三一日厚生労働省令第一三七号) 抄

1 この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に第一条による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(次項において「旧令」という。)第五条の二に規定する要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている特定承認保険医療機関である病院又は診療所は、第一条による改正後の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(次項において「新令」という。)第五条の二に規定する要件に適合するものとして厚生労働大臣の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該特定承認保険医療機関である病院又は診療所は、第二条による改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二第二項に規定する高度先進医療として厚生労働大臣の承認を受けた療養に関する、当該療養に要する費用の範囲内において健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができるものとする。

附 則 (平成一八年三月六日厚生労働省令第一一七号)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付に必要な設備がこの省令の施行の際まだ整備されていない保険医療機関及び保険薬局については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の二又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一九年二月二八日厚生労働省令第一一三号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一九年三月五日厚生労働省令第一一八号)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一〇年九月三〇日厚生労働省令第一四九号) 抄

第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一〇年九月三〇日厚生労働省令第一五六〇号) 抄

第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一一年三月五日厚生労働省令第一一五号)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一一年三月五日厚生労働省令第一一五号)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一四年三月五日厚生労働省令第一一六号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定 平成二十

四年十月一日

二 第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定 平成二十六年四月一日

(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 保険医療機関(病院を除く。)において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第一条の規定による改正後の保険医療機

2 保険医療機関(病院を除く。)において、明細書の交付を無償で行うことができる。

書の交付を有償で行うことができる。

附 則 (平成二十六年三月五日厚生労働省令第一七号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成二八年三月四日厚生労働省令第二七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号) 抄

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成二八年三月五日厚生労働省令第一〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「新療担規則」という。)第五条第三項に規定する保険医療機関において、同項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、平成二十八年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

第三条 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「新薬担規則」という。)第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項に規定にかかるらず、平成三十年三月三十一日までの間(診療所にあっては、当面の間)、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項に規定にかかるとされるべきものとする。

第二条 第四条の二の二第一項の明細書を患者から求められたときに交付することで足りるものとする。
2 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は新薬担規則第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第二項の規定にかかるらず、平成三十年三月三十一日までの間(診療所にあっては、当面の間)、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。

第一条 附 則 (平成三〇年三月五日厚生労働省令第一〇号)

(施行期日) 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日以後、第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「新療担規則」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(この省令の施行の日前において、第一条の規定による改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条第三項各号に掲げる措置を講ずることを要しなかつたものに限る。)において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかるらず、平成三十年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

第一条 附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条 附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)附則第一条第四号の政令で定める日

二 第五条の規定 令和四年四月一日

附 則 (令和二年三月五日厚生労働省令第二四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)附則第一条第四号の政令で定める日

二 第五条の規定 令和四年四月一日

附 則 (令和二年七月一七日厚生労働省令第一四一号)抄

(施行期日)

1 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(この省令の施行の日前において、同項各号に掲げる措置を講ずることを要しなかつたものに限る。)において、同項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、令和二年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

3 第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下この項において「新療担規則」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。)において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

第一条 この省令は、令和二年九月五日厚生労働省令第一四号(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下この項において「新療担規則」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。)において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

附 則 (令和四年九月五日厚生労働省令第一四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第三号)の公布の日から施行する。

(受給資格の確認等に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「新療担規則」という。)第三条第二項から第四項までの規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「新薬担規則」という。)第三条第二項から第四項までの規定(新薬担規則第十一條において読み替えて適用する場合を含む。)は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であつて、あらかじめ、その旨を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。

一 患者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)によつて保険医療機関及び保険医療養担当規則第一条に規定する療養の給付又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第一条に規定する療養の給付(以下「療養の給付」という。)を受ける資格があることとの確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約(令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。)を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものについて、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。

二 電子資格確認に必要な電気通信回線(光回線に限る。)が整備されていない保険医療機関又は保険薬局

上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間

三 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う保険医療機関

(ウェブサイトへの掲載に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和七年五月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の療担規則（以下「新療担規則」という。）第二条の六第二項の規定の適用については、同項中「保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新療担規則第五条の三第五項、第五条の三の二第五項及び第五条の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第三条の規定による改正後の薬担規則（以下「新薬担規則」という。）第二条の四第二項の規定の適用については、同項中「保険薬局は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新薬担規則第四条の三第三項の規定の適用については、同項中「保険薬局は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（以下「新訪看基準」という。）第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

様式第一号(一)の1(第二十二条関係)

診 療 錄													
公費負担者番号													
公費負担医療の受給者番号													
受 診 者	氏 名												
	生年月日		明大昭平令	年	月	日生	男・女	被保険者手帳記号・番号			・ (枝番)		
	住 所		電話 局 番					被保険者有効期限		令和 年 月 日			
	職 業		被保険者との続柄						資格取得		昭和平成令和 年 月 日		
									事業所(船舶所有者)		所在地 電話 局 番		
									名 称				
									保険者		所在地 電話 局 番		
								名 称					
傷病名			職務	開始		終了		転帰			期間満了予定日		
			上外	年 月 日		年 月 日		治ゆ・死亡・中止			年 月 日		
			上外	年 月 日		年 月 日		治ゆ・死亡・中止			年 月 日		
			上外	年 月 日		年 月 日		治ゆ・死亡・中止			年 月 日		
			上外	年 月 日		年 月 日		治ゆ・死亡・中止			年 月 日		
			上外	年 月 日		年 月 日		治ゆ・死亡・中止			年 月 日		
			上外	年 月 日		年 月 日		治ゆ・死亡・中止			年 月 日		
傷病名			労務不能に関する意見							入院期間			
			意見書に記入した労務不能期間										
			自月日至月日	日間			年 月 日		自月日至月日		日間		
			自月日至月日	日間			年 月 日		自月日至月日		日間		
			自月日至月日	日間			年 月 日		自月日至月日		日間		
業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害の疑いがある場合は、 その旨													
備 考								公費負担者番号					
								公費負担医療の受給者番号					

様式第一号(一)の2(第二十二条関係)

既往症・原因・主要症状・経過等	処方・手術・処置等

様式第一号(一)の3(第二十二条関係)

様式第一号(二)の1(第二十二条関係)

歯科診療録									
公費負担者番号									
公費負担医療の受給者番号									
受診者	氏名				被保険者番号	記号・番号 (枝番)			
	生年月日	明大昭平令	年月日生	男・女	被保険者手帳証	有効期限 令和 年 月 日			
	住所	電話	局番	資格取得	昭和 平成 令和 年 月 日				
	職業		被保険者との統柄	事業(船舶所有者所)	所在地 所在地				
				名稱	電話 局番				
				保険者	所在地 所在地				
			名稱	電話 局番					
部位	傷病名	職務	開始	終了	転帰	上			
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
—+—		上外	年月日	年月日					
傷病名	労務不能に関する意見					入院期間			
	意見書に記入した労務不能期間		意見書交付						
	自至	月月	日日	日間	年月日	自至	月月	日日	日間
業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨									
備考									

様式第一号(二)の2(第二十二条関係)

処 方 箋

(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						保険者番号							
公費負担医療の受給者番号						被保険者証・被保険者手帳の記号・番号					(枝番)		
患者	氏名					保険医療機関の所在地及び名称							
	生年月日 <small>明大昭平合</small>		年	月	日	男・女	電話番号						
	区分		被保険者	被扶養者		保険医氏名 <small>㊞</small>							
	交付年月日		令和 年 月 日			処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。					
処方	変更不可 (医療上必要)	患者希望		個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。									
備考	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)												
	保険医署名 <small>〔「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕</small>												
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。 □保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供)													
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) □1回目調剤日(年 月 日) □2回目調剤日(年 月 日) □3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)													
調剤済年月日		令和 年 月 日			公費負担者番号								
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名		<small>㊞</small>			公費負担医療の受給者番号								
<small>備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。 2. この用紙は、A4判5番を標準とすること。 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。</small>													

処 方 箋										
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)										
分割指示に係る処方箋 <u> </u> 分割の <u> </u> 回目										
公費負担者番号					保険者番号					
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (核番)					
患 者	氏名	保険医療機関の所在地及び名称								
	生年月日 <small>明大昭平合</small>	年 月 日	男・女	電話番号 保険医氏名 印						
区分	被保険者	被扶養者	都道府県番号		点数表番号	医療機関コード				
交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。						
処 方	変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。							
備 考	保険医署名 <small>〔「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕</small>									
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供										
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号								
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	印			公費負担医療の受給者番号						

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。

2. この用紙は、A列5番を標準とすること。

3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。

様式
第二号の二

分割指示に係る処方箋(別紙)

(発行保険医療機関情報)
処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先

電話番号_____ FAX番号_____
その他の連絡先_____

(受付保険薬局情報)

1回目を受け付けた保険薬局

名称_____

所在地_____

保険薬剤師氏名_____

調剤年月日_____

2回目を受け付けた保険薬局

名称_____

所在地_____

保険薬剤師氏名_____

調剤年月日_____

3回目を受け付けた保険薬局

名称_____

所在地_____

保険薬剤師氏名_____

調剤年月日_____